

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成22年分の源泉所得税課税状況について全数調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捉えたものである。

2 源泉徴収税率（平成22年分）

- (1) 利子所得（源泉分離） 15%
- (2) 配当所得

		平成16年 1 月～18年 4 月	平成18年 5 月～20年12月	平成21年1月～23年12月
上場株式の配当等（個人の大口株主を除く） 特定株式投資信託の収益の分配 公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く）の収益の分配 特定投資法人の投資口の配当等		総合課税		総合課税と申告分離課税の 選択適用
	源 泉 徴 収 税 率	7%（注 1）		
	確 定 申 告 不 要 制 度	適用（上限なし）		
上記以外の配当等（未上場株式の配当等など）		総合課税		
	源 泉 徴 収 税 率	20%		
	確 定 申 告 不 要 制 度	1銘柄当たり1回5万円 （年1回10万円）以下	1回に支払う金額が、10万円に配当計算期間の月数（最高12 か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下	
私募公社債等運用投資信託の収益の分配 特定目的信託（社債的受益権に限る）の収益の分配		源泉分離課税		
	源 泉 徴 収 税 率	15%（注 2）		

（注1）居住者の場合は他に住民税3%の特別徴収が必要

（注2）居住者の場合は他に住民税5%の特別徴収が必要

- (3) 割引債の償還差益（源泉分離） 18%（又は16%）
- (4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等 7%
- (5) 給与所得 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 （略）
- (6) 退職所得 イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」 （略）
ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合 20%
- (7) 報酬・料金等 イ 居住者に対して支払われるもの
- (イ) 原稿料等（所得税法第 204条 1 項 1 号）
弁護士、税理士等（同条 1 項 2 号）
職業野球選手、騎手等（同条 1 項 4 号）
芸能等についての出演、演出等（同条 1 項 5 号）
契約金（同条 1 項 7 号）
- 1 回の支払金額 100万円までの部分 10%
" 100万円超の部分 20%
- (ロ) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条 1 項 2 号） = 1 回の支払金額 1 万円超の部分
職業拳闘家（同条 1 項 4 号） = 1 回の支払金額 5 万円超の部分
外交員、集金人、電力量計の検針人（同条 1 項 4 号） = 月中の支払金額12万円超の部分
バー、キャバレーのホステス等（同条 1 項 6 号、措置法第41条の20）
=（5 千円×計算期間の日数）を超える部分
広告宣伝の賞金（同条 1 項 8 号） = 1 回の支払金額50万円超の部分
- 10%
- (ハ) 診療報酬（同条 1 項 3 号） = 月分の支払金額20万円超の部分 10%
- (ニ) 公的年金等（所得税法第 203条の2） = （（公的年金等の支給額） - （控除額））
A 「扶養親族等申告書」を提出した場合 5%
B 「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合 10%
- (ホ) 生命保険契約等に基づく年金（所得税法第 207条）
=（支払う年金の額 - その年金額に対応する保険料又は掛金の額）で25万円以上のもの 10%
- ロ 内国法人に対して支払われるもの
- ・馬主に支払われる競馬の賞金（所得税法第 174条第10号）
=（賞金の額の20%+60万円）を超える部分 10%